

環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2013年5月22日から2013年6月21日までに公布された主な環境法令	…3
	2013年5月22日から2013年6月21日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2013年5月22日から2013年6月21日までの主な行政情報	… 3
	2013年5月22日から2013年6月21日までの主な裁判情報	… 7
	2013年5月22日から2013年6月21日までの主なニュース	…7

「環境法政策を読む」 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)

廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)

環境省では、排出事業者が処理業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際に提供する廃棄物情報のあり方を示す「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を平成18年に策定している。

昨年、利根川水系における取水障害の事案の発生を受け、廃棄物情報の伝達について、さらなる具体化及び明確化を図るため、廃棄物データシート(WDS)の記載内容を見直すなど、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」として改訂を行った。

□ 廃棄物情報の提供に関するガイドライン改訂の内容

1. 改訂の背景

廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める産業廃棄物の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされており、環境省では、必要な廃棄物情報を具体的に説明するため、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定・公表している(平成18年)。

しかし、平成24年5月に利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出された事案では、排出事業者が処理を委託した廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが処理業者に伝達されず、適切な処理が行われなかったことが原因であると強く推定されました。このため、こうした事案の再発防止と、排出事業者から処理業者への情報伝達についてのさらなる具体化・明確化を図るため、当該ガイドラインについて、必要な内容の見直しを行った。

2. 改訂内容の概要

(1) 情報提供が必要な項目の追加

廃棄物情報が必要な項目を整理し、次の項目を追加するとともに、廃棄物データシート(WDS)の様式を見直したこと。

「環境法政策を読む」 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)

[1]PRTR 対象物質、[2]水道水源における消毒副生成物前駆物質、[3]関連法規(危険物等)

(2) 双方向コミュニケーションの重要性を強調

廃棄物の情報は、排出事業者から処理業者への一方通行ではなく、情報のやり取りを通してより正確な情報となり、当該廃棄物の適正処理が可能となることを認識し、排出事業者及び廃棄物処理業者がともに本ガイドラインの活用により、コミュニケーションを活発に行うことが重要であるとしたこと。

(3) 対象廃棄物の整理

外観から含有廃棄物や有害特性が判りにくい汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの4品目を主な適用対象と明記し、廃棄物の性状が明確で、環境保全上の支障のおそれのない廃棄物に関しては、WDS以外の情報の提供でも可能としたこと。

(4) 情報提供の時期

WDSは、基本的には契約時に提供し、契約書に添付するものであるが、新規の廃棄物処理に際して受入れの可否判断や処理に必要な費用の見積りのために排出事業者から処理業者へWDSを提供、あるいは処理業者と共同作成により情報を共有し、双方が確認、署名した上で契約書に添付することが望ましいとしたこと。

※「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」の本文は、環境省ホームページに発表。

(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>)

(参考) 廃棄物処理法施行規則第8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項)

一～五(略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ～ホ(略)

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

七～九(略)

■ 事業者における留意点

廃棄物処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する自然発火や化学反応等による事故、および有害物質の混入等の課題を解決するため、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すガイドラインを策定しており、昨年の利根川水系での事故を受けての改訂が行われた。シートを送付するだけでなく、十分な打ち合わせも求められている。事業者として、重大な事故を引き起こす可能性を認識し、十全の対応が必要である。